

POPs条約の附属書改正に係る  
化審法に基づく追加措置及び今後の予定について  
＜PFOA関連物質、PFHxS又はその塩関係＞

環境省 大臣官房 環境保健部  
環境保健企画管理課 化学物質審査室

# PF0A関連物質の審議の経緯、今後の予定

○ PF0A関連物質について、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会において以下のとおり審議を行った。(厚生労働省、経済産業省との合同審議)

令和3年7月 第一種特定化学物質に指定に係る再審議

令和4年1月 輸入禁止製品等の審議

令和4年7月 答申発出

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について(第三次答申)」・「同(第四次答申)」

第三次答申: 化審法に基づく第一種特定化学物質に指定することが適当

第四次答申: 第一種特定化学物質の指定とあわせて、所要の措置を講ずることが適当

- ・第一種特定化学物質が使用されている製品の輸入制限(化審法24条)
- ・例外的に許容される用途での使用(エッセンシャルユース)(化審法25条)
- ・技術上の基準の遵守義務(化審法28条)

<今後の予定> ※変更する可能性あり

令和5年以降 政令改正案に関するパブリックコメント、TBT通報<sup>1)</sup>

令和6年以降 化審法施行令の改正

1) 世界貿易機関(WTO)の貿易の技術的障害に関する協定(TBT協定)に基づき、WTO事務局に本件を通報し、WTO加盟国から意見を受付。

# PFHxS又はその塩の審議の経緯、今後の予定

○ PFHxSとその塩及びPFHxS 関連物質のうち、PFHxS又はその塩について、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会において令和4年11月及び本年1月に審議を行った。  
(厚生労働省、経済産業省との合同審議)

※ PFHxS関連物質については、条約における例示的リストの動向を踏まえ、引き続き指定すべき物質の検討を進めることとされた

令和5年7月

答申発出

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について(第一次答申)」・「同(第二次答申)」

令和5年9月

TBT通報<sup>1)</sup>

<今後の予定> ※前後する可能性あり

令和5年9月中旬 政令改正案に関するパブリックコメント

令和5年11月中旬 閣議

令和6年1月中旬 第一種特定化学物質の指定

令和6年5月中旬 第一種特定化学物質が使用されている輸入禁止製品の指定 等

1) 世界貿易機関(WTO)の貿易の技術的障害に関する協定(TBT協定)に基づき、WTO事務局に本件を通報し、WTO加盟国から意見を受付。